## 株式会社釜屋 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができるような雇用環境の整備を行うとともに、地域の次世代育成支援対策に貢献するため、次のような行動計画を 策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日~令和7年3月31日までの2年間

## 2. 計画内容

	内容	対策
	育児・介護休業法に基づく育児休業	・従業員に対し育児・介護休暇制度
1	等、雇用保険法に基づく育児休業給	等の説明会を行うことにより周
	付、労働基準法に基づく産前産後休	知を図る。また相談員を設け、相
	業など諸制度の周知	談し易い環境とする。
		・令和5年4月から
	年次有給休暇の取得の促進のため	・個々の有給取得データを上長に共
2	の措置の実施	有すると共に、取得の少ない社員
	年間の有給休暇の取得日数を	に対しては、毎月有給取得の促進
	1人当り8日以上とする	指導を実施する。
		・令和5年4月から毎月